

●香川県広域水道企業団監査委員公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年4月23日

香川県広域水道企業団監査委員 石 垣 佳 邦
同 武 田 宏 之

1 監査対象機関

総務企画課

財務課

財産契約課

計画課

浄水課

工務課

水質管理課

高松ブロック統括センター

中讃ブロック統括センター

西讃ブロック統括センター

東讃ブロック統括センター

小豆ブロック統括センター

広域送水管理センター

2 監査対象期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導事項	物品の購入に係る支払の遅延があった。（財産契約課）	再発防止策として、総価契約による全ての物品購入について、購入時から支払までの進捗状況が把握できる進捗管理表を作成するなど、複数の職員で進捗管理ができる仕組みを構築し、複数の職員で納品遅れや支払遅延の予兆がないかの確認を、最低でも週に一度は行うこととした。 また、単価契約による物品購入も、発注依頼課が、業者に納品の依頼をする際に作成している「数量購入伺」を活用し、納品管理だけでなく、支払が遅滞なく行われていることの確認を発注依頼課でも行うこととした。
	土地等の賃貸借契約書に相手方の押印が漏れているものがあった。（高松ブロック統括セン	地方自治法第292条において準用する同法第234条第5項の規定による押印がなされていなかった事態を重く受けとめ、直ちに契約相手方

	ター（旧三木事務所関係）	<p>に連絡を行い、契約書への押印を受けた。</p> <p>今後、契約締結時に再度、必要事項に漏れがないか十分に確認を行うことにより、再発防止に努める。</p> <p>当案件は、契約の相手方が県外に在住しており、郵送により対応を行った。このように郵送による対応が必要な場合は、適正な事務処理期間を確保し、明瞭な説明資料を添付するなど、個別事情に応じた事務の進行管理を行う。</p>
--	--------------	--